

＜修正案＞

# 北海道地域防災計画

(本編)

## 新旧対照表

令和5年(2023年)1月

# 北海道防災会議

北海道地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現行	修正案（令和5年1月）	修正理由
1	<p>現行 第1章 総則 第1節 計画策定の目的 (略)</p> <p>なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13の達成に資するものである。</p> 	<p>修正案（令和5年1月） 第1章 総則 第1節 計画策定の目的 (略)</p> <p>なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、<u>17</u>の達成に資するものである。</p> 	<p>関連するゴールの記載に漏れがあったため、修正 (北海道)</p>
6	<p>第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>4 北海道警察 事務又は業務</p> <p>(4) 被災地、避難場所、<u>危険箇所</u>等の警戒に関すること。</p>	<p>第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>4 北海道警察 事務又は業務</p> <p>(4) 被災地、避難場所、<u>危険箇所</u>等の警戒に関すること。</p>	<p>誤字の修正 (北海道警察本部)</p>
11	<p>第2章 北海道の概況 第1節 自然的条件 (略)</p> <p>第2 地形・地質 (略)</p> <p>1 西部 (略)</p> <p>第四紀更新世の後半には洞爺、支笏、倶多楽をはじめとする火山は激しい噴火活動を行い、現在湖となっているカルデラを形成した。周辺には厚い火砕流堆積物が分布し台地状の地形を形成している。ニセコ火山や羊蹄山もほぼこの時期に活動したものである。温泉や地熱地域も多く、濁川カルデラでは地熱発電が行われている。 <u>有珠山、樽前山、北海道駒ヶ岳、恵庭岳、倶多楽、恵山、渡島大島、ニセコの各火山は現在も火山活動が続いている。</u> 西部では海岸景観、火山地形や湖沼を特色として7地域の自然公園が指定されている。</p>	<p>第2章 北海道の概況 第1節 自然的条件 (略)</p> <p>第2 地形・地質 (略)</p> <p>1 西部 (略)</p> <p>第四紀更新世の後半には洞爺、支笏、倶多楽をはじめとする火山は激しい噴火活動を行い、現在湖となっているカルデラを形成した。周辺には厚い火砕流堆積物が分布し台地状の地形を形成している。ニセコ火山や羊蹄山もほぼこの時期に活動したものである。温泉や地熱地域も多く、濁川カルデラでは地熱発電が行われている。 <u>(削る。)</u> 西部では海岸景観、火山地形や湖沼を特色として7地域の自然公園が指定されている。</p>	<p>活火山の状況については第7章で統一的に記載するため削除 (北海道) (札幌管区気象台)</p>
12	<p>2 中央部 (略)</p> <p>大雪や十勝の火山群は第四紀に活動し、多量の火砕流堆積物をもたらした。美瑛～富良野地域や十勝平野では火砕流台地が発達し、溶結凝灰岩は層雲峡などで奇観を呈している。 <u>十勝岳、大雪山、丸山は現在も火山活動を続けている。</u> 中央部では火山、山岳景観、海岸湿原などを特色として9地域の自然公園が指定されている。</p>	<p>2 中央部 (略)</p> <p>大雪や十勝の火山群は第四紀に活動し、多量の火砕流堆積物をもたらした。美瑛～富良野地域や十勝平野では火砕流台地が発達し、溶結凝灰岩は層雲峡などで奇観を呈している。 <u>(削る。)</u> 中央部では火山、山岳景観、海岸湿原などを特色として9地域の自然公園が指定されている。</p>	<p>活火山の状況については第7章で統一的に記載するため削除 (北海道) (札幌管区気象台)</p>
12	<p>3 東部 (略)</p> <p>第四紀更新世中～後期以降の屈斜路、阿寒、摩周の激しい火山活動は、現在湖となっているカルデラを形成し、多量の火砕流堆積物を根釧台地や網走地域にもたらした。 <u>雌阿寒岳、知床硫黄山、羅臼岳、摩周、アトサヌプリの各火山は現在も火山活動が続いている。</u> 東部では火山、湖沼、海岸地形、湿原などを特色として7地域の自然公園が指定されている。</p>	<p>3 東部 (略)</p> <p>第四紀更新世中～後期以降の屈斜路、阿寒、摩周の激しい火山活動は、現在湖となっているカルデラを形成し、多量の火砕流堆積物を根釧台地や網走地域にもたらした。 <u>(削る。)</u> 東部では火山、湖沼、海岸地形、湿原などを特色として7地域の自然公園が指定されている。</p>	<p>活火山の状況については第7章で統一的に記載するため削除 (北海道) (札幌管区気象台)</p>

北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由						
14	<p>第2節 災害の概況</p> <p>第1</p> <p>(略)</p> <p>4 冬（12月～2月）の災害</p> <p>(略)</p> <p>平成24年1月から2月にかけては岩見沢市周辺で度重なる大雪に見舞われ、交通障害により市民生活に影響が出たほか、雪の重みで空き家が倒壊するなどの被害があった。</p>	<p>第2節 災害の概況</p> <p>第1</p> <p>(略)</p> <p>4 冬（12月～2月）の災害</p> <p>(略)</p> <p>平成24年1月から2月にかけては岩見沢市周辺で度重なる大雪に見舞われ、交通障害により市民生活に影響が出たほか、雪の重みで空き家が倒壊するなどの被害があった。<u>また、令和4年2月には札幌圏を中心とした大雪により、大規模な交通障害が発生し、地域の社会経済活動のみならず、道内各地や道内との人流・物流にも大きな影響を与えた。</u></p>	<p>災害の概況として、令和4年2月の札幌圏を中心とした大雪に係る記載を追加（北海道）</p>						
15	<p>第3</p> <p>1 火山災害</p> <p>本道は、太平洋プレートの沈み込み帯に属しており、火山の数も非常に多く、気象庁の常時観測火山が9火山、その他の火山が22火山（北方領土の11火山を含む）あり、計31の活火山が散在している。</p>	<p>第3</p> <p>1 火山災害</p> <p>本道は、太平洋プレートの沈み込み帯に属しており、火山の数も非常に多く、気象庁の常時観測火山が9火山、その他の火山が22火山（北方領土の11火山を含む）あり、計31の活火山が散在している。</p> <p><u>平成12年には、有珠山の噴火による噴石や泥流等により、住家被害のほか、土木施設や農業施設への被害などが生じた。</u></p>	<p>他の災害との記載内容の統一（主な被害の記載追加）（北海道）（札幌管区气象台）</p>						
16	<p>2 海上災害</p> <p>(略)</p> <p>北海道沿岸においても、平成16年11月に石狩湾新港における外国船舶の貨物船の座礁により重油が流出、大量の油が沿岸漂着したほか、平成22年12月稚内港内において外国貨物船の沈没により重油が流出、港湾施設が汚損する事態が発生している。</p>	<p>2 海上災害</p> <p>(略)</p> <p>北海道沿岸においても、平成16年11月に石狩湾新港における外国船舶の貨物船の座礁により重油が流出、大量の油が沿岸漂着したほか、平成22年12月稚内港内において外国貨物船の沈没により重油が流出、港湾施設が汚損する事態が発生している。</p> <p><u>また、令和4年4月には、知床沖において観光船が沈没し、26名の死者・行方不明者を生じる事故が発生している。</u></p>	<p>道内における主な海上災害として、令和4年4月の知床沖における観光船の沈没事案に係る記載を追加（北海道）</p>						
16	<p>8 林野火災</p> <p>道内では、毎年4月～7月の乾燥期をピークに林野火災が多発している。</p> <p>過去10年間の平均で見ると、1年当たり27件発生し、約48.7haという大量の森林や原野が焼失している。</p>	<p>8 林野火災</p> <p>道内では、毎年4月～7月の乾燥期をピークに林野火災が多発している。</p> <p>過去10年間の平均で見ると、1年当たり31件発生し、約63.9haという大量の森林や原野が焼失している。</p>	<p>データの更新（北海道）</p>						
39	<p>第3章 防災組織</p> <p>第2節 気象業務に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>2 予報区担当官署の業務内容</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="235 1141 963 1209"> <tr> <td>稚内・網走・釧路地方气象台 (府県予報区担当官署)</td> <td>府県海水予報 府県海水情報</td> <td>毎日1回(海水期) 随時</td> </tr> </table>	稚内・網走・釧路地方气象台 (府県予報区担当官署)	府県海水予報 府県海水情報	毎日1回(海水期) 随時	<p>第3章 防災組織</p> <p>第2節 気象業務に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>2 予報区担当官署の業務内容</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1075 1141 1803 1209"> <tr> <td>稚内・網走・釧路地方气象台 (府県予報区担当官署)</td> <td>(削る。) 府県海水情報</td> <td>(削る。) 随時</td> </tr> </table>	稚内・網走・釧路地方气象台 (府県予報区担当官署)	(削る。) 府県海水情報	(削る。) 随時	<p>府県海水予報の発表終了に伴う規定の整備（札幌管区气象台）</p>
稚内・網走・釧路地方气象台 (府県予報区担当官署)	府県海水予報 府県海水情報	毎日1回(海水期) 随時							
稚内・網走・釧路地方气象台 (府県予報区担当官署)	(削る。) 府県海水情報	(削る。) 随時							

北海道地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由								
41	<p>第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報</p> <p>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達（略）</p> <p>(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係</p> <p>※高齢者等以外の人も、必要に応じ、善後行動を見守りせたり自主的に避難</p> <p>上段赤字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からブラウザ型で提供される情報） 下段赤字：常時、地図上で色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）</p> <p>「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）より</p>	<p>第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報</p> <p>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達（略）</p> <p>(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係</p> <p>※高齢者等以外の人も、必要に応じ、善後行動を見守りせたり自主的に避難</p> <p>上段赤字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からブラウザ型で提供される情報） 下段赤字：常時、地図上で色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）</p>	<p>キキクルの「うす紫」と「濃い紫」の「紫」への統合、「黒」の新設等により、内閣府作成図が修正されたことによる図表の差し替え</p> <p>（札幌管区気象台）</p>								
42	<p>(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>NTT 東日本 <u>(五反田センタ)</u></p> <p>NTT 西日本 <u>(松山センタ)</u></p> </div> <p>(注) キ 東日本電信電話株式会社 <u>(五反田センタ)</u>、 西日本電信電話株式会社 <u>(松山センタ)</u></p>	<p>(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>NTT 東日本</p> <p>NTT 西日本</p> </div> <p>(注) キ 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社</p>	<p>記載の簡素化</p> <p>（札幌管区気象台）</p>								
43	<p>2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布） キキクルの種類と概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	<p>2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）<b>等</b> キキクル<b>等</b>の種類と概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	<p>キキクルの「うす紫」と「濃い紫」の「紫」への統合、「黒」の新設に伴い、「非常に危険」の項を削除し、「災害切迫」「危険」の項を追加</p> <p>（札幌管区気象台）</p>
種類	概要										
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。										
種類	概要										
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。										

北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由
	<p>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みを活用</p>	<p>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>流域雨量指数の予測値 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>（削る。）</p>	<p>浸水害を対象とした避難情報の判断に有効な「流域雨量指数の予測値」に関する記載を追加（札幌管区気象台）</p>
44	<p>3 海上警報 （略）</p> <p>・漁業無線海岸局（14局） 稚内、枝幸、紋別、網走、雄武、沙留（興部）、根室、釧路、岩内、余市、小樽、 新星マリン（留萌）、北るもい（羽幌）、増毛</p>	<p>3 海上警報 （略）</p> <p>・漁業無線海岸局（14局） 稚内、枝幸、紋別、網走、雄武、沙留（興部）、根室、釧路、岩内、余市、小樽、 （削る。）、北るもい（羽幌）、増毛、室蘭</p>	<p>気象台における最新の組織体制を反映 （札幌管区気象台）</p>



北海道地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由																										
46	<p>6 指定河川洪水予報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td rowspan="2">基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氾濫警戒情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫危険情報		氾濫警戒情報		洪水注意報	氾濫注意情報		<p>6 指定河川洪水予報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td rowspan="2">基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、<b>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる</b>ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氾濫警戒情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 <b>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる</b> ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫危険情報		氾濫警戒情報		洪水注意報	氾濫注意情報		<p>氾濫危険情報の運用変更に伴う修正 (札幌管区気象台)</p>
種類	標題	概要																											
洪水警報	氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																											
	氾濫危険情報																												
	氾濫警戒情報																												
洪水注意報	氾濫注意情報																												
種類	標題	概要																											
洪水警報	氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 <b>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる</b> ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																											
	氾濫危険情報																												
	氾濫警戒情報																												
洪水注意報	氾濫注意情報																												
47 48	<p>(3) 伝達 ア及びイの図中</p> <table border="1"> <tr> <td>NTT 東日本 <u>(五反田センタ)</u></td> </tr> <tr> <td>NTT 西日本 <u>(松山センタ)</u></td> </tr> </table>	NTT 東日本 <u>(五反田センタ)</u>	NTT 西日本 <u>(松山センタ)</u>	<p>(3) 伝達 ア及びイの図中</p> <table border="1"> <tr> <td>NTT 東日本</td> </tr> <tr> <td>NTT 西日本</td> </tr> </table>	NTT 東日本	NTT 西日本	<p>記載の簡素化 (札幌管区気象台)</p>																						
NTT 東日本 <u>(五反田センタ)</u>																													
NTT 西日本 <u>(松山センタ)</u>																													
NTT 東日本																													
NTT 西日本																													
51	<p>10 気象情報等</p> <p>(略)</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報</p> <p><u>大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。</u></p>	<p>10 気象情報等</p> <p>(略)</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報</p> <p><u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。</u></p>	<p>気象庁が推奨する記録的短時間大雨情報の標準的な説明文への修正 (札幌管区気象台)</p>																										
51	<p>(5) 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/">https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/</a></p>	<p>(5) 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から<b>概ね</b>1時間である。</p> <p>※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/">https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/</a></p>	<p>竜巻注意情報の実際の運用に即して「概ね」の文言を追記 (札幌管区気象台)</p>																										
51	<p>第3 異常現象を発見した者の措置等</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村長の通報（基本法第54条第4項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>あて先官署名</th> <th>電話番号</th> <th>地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌管区気象台</td> <td>札幌 (011) 611-0170 (天気相談所)</td> <td>石狩振興局、</td> </tr> <tr> <td>札幌市中央区北2条西18丁目2</td> <td><u>611-6124 (観測予報)</u></td> <td>空知総合振興局、</td> </tr> <tr> <td></td> <td>611-6125 (地震火山)</td> <td>後志総合振興局地域管内</td> </tr> </tbody> </table>	あて先官署名	電話番号	地 域	札幌管区気象台	札幌 (011) 611-0170 (天気相談所)	石狩振興局、	札幌市中央区北2条西18丁目2	<u>611-6124 (観測予報)</u>	空知総合振興局、		611-6125 (地震火山)	後志総合振興局地域管内	<p>第3 異常現象を発見した者の措置等</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村長の通報（基本法第54条第4項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>あて先官署名</th> <th>電話番号</th> <th>地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌管区気象台</td> <td>札幌 (011) 611-0170 (天気相談所)</td> <td>石狩振興局、</td> </tr> <tr> <td>札幌市中央区北2条西18丁目2</td> <td><u>(削る。)</u></td> <td>空知総合振興局、</td> </tr> <tr> <td></td> <td>611-6125 (地震火山)</td> <td>後志総合振興局地域管内</td> </tr> </tbody> </table>	あて先官署名	電話番号	地 域	札幌管区気象台	札幌 (011) 611-0170 (天気相談所)	石狩振興局、	札幌市中央区北2条西18丁目2	<u>(削る。)</u>	空知総合振興局、		611-6125 (地震火山)	後志総合振興局地域管内	<p>電話番号の廃止に伴う修正 (札幌管区気象台)</p>		
あて先官署名	電話番号	地 域																											
札幌管区気象台	札幌 (011) 611-0170 (天気相談所)	石狩振興局、																											
札幌市中央区北2条西18丁目2	<u>611-6124 (観測予報)</u>	空知総合振興局、																											
	611-6125 (地震火山)	後志総合振興局地域管内																											
あて先官署名	電話番号	地 域																											
札幌管区気象台	札幌 (011) 611-0170 (天気相談所)	石狩振興局、																											
札幌市中央区北2条西18丁目2	<u>(削る。)</u>	空知総合振興局、																											
	611-6125 (地震火山)	後志総合振興局地域管内																											

北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由
53	<p>第4章 災害予防計画 (略)</p> <p>また、国、道及び市町村は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。</p>	<p>第4章 災害予防計画 (略)</p> <p>また、国、道、市町村及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p>加えて、国、道及び市町村は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正 (北海道)</p>
54	<p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 第1 実施責任者 (略)</p> <p>3 道及び市町村 (略)</p> <p>(3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</p>	<p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 第1 実施責任者 (略)</p> <p>3 道及び市町村 (略)</p> <p>(3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正 (国土地理院北海道地方測量部)</p>
54	<p>第2 配慮すべき事項 (略)</p> <p>4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p>	<p>第2 配慮すべき事項 (略)</p> <p>4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正 (北海道)</p>
59	<p>第4節 相互応援（受援）体制整備計画 (略)</p> <p>第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>(3) 道及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>第4節 相互応援（受援）体制整備計画 (略)</p> <p>第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>(3) 道及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正 (北海道)</p>
62	<p>第6節 避難態勢整備計画 第1 避難誘導体制の確保 (略)</p> <p>4 道及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>第6節 避難態勢整備計画 第1 避難誘導体制の確保 (略)</p> <p>4 道及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正 (北海道)</p>

北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由
64	<p>第3 避難所の確保等 4 (略)</p> <p>(2) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p>	<p>第3 避難所の確保等 4 (略)</p> <p>(2) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<b>医療的ケアを必要とする者</b>等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。<b>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。</b></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正 (北海道)</p>
68	<p>第7節 避難行動要支援者等の要配慮に関する計画</p> <p>第1 安全対策 (略)</p> <p>2 市町村の対策 (略)</p> <p>(9) 福祉避難所の指定 市町村は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p>	<p>第7節 避難行動要支援者等の要配慮に関する計画</p> <p>第1 安全対策 (略)</p> <p>2 市町村の対策 (略)</p> <p>(9) 福祉避難所の指定 市町村は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<b>医療的ケアを必要とする者</b>等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。<b>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。</b></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正 (北海道)</p>
76	<p>第13節 雪害予防計画 【北海道雪害対策実施要綱】</p> <p>第2 防災会議の体制</p> <p>1 連絡部の設置 雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。 北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTT ドコモ北海道支社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所</p>	<p>第13節 雪害予防計画 【北海道雪害対策実施要綱】</p> <p>第2 防災会議の体制</p> <p>1 連絡部の設置 雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。 北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、<b>札幌市</b>、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTT ドコモ北海道支社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、<b>北海道エアポート株式会社</b></p>	<p>北海道雪害対策連絡部の構成機関に札幌市及び北海道エアポート株式会社を追加 (北海道) ※「令和4年2月の札幌圏を中心とした大雪に係る関係機関の対応検証と今後の対応策に関する報告書」（以下「報告書」という。）の内容を踏まえた修正</p>
76	<p>3 連絡部の任務 連絡部の任務は、次のとおりとする。 (1) 雪害に関する各種情報の<b>収集等</b></p>	<p>3 連絡部の任務 連絡部の任務は、次のとおりとする。 (1) 雪害に関する各種情報の<b>収集及び発信</b></p>	<p>連絡部の任務として情報発信を明記 (北海道) ※報告書の内容を踏まえた修正</p>
76	<p>4 連絡部の招集 (略)</p> <p>また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部<b>関係</b>機関の職員の招集を求めることができる。</p>	<p>4 連絡部の招集 (略)</p> <p>また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部<b>構成</b>機関の職員の招集を求めることができる。 <b>なお、雪害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。</b></p>	<p>必要に応じ、連絡部構成機関以外の機関の参加を要請することができるよう規定を修正 (北海道) ※報告書の内容を踏まえた修正</p>



北海道地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由
77	<p>第4 防災関係機関の予防対策</p> <p>1 気象観測及び情報収集</p> <p>(1) 札幌管区気象台</p> <p>札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に係る特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪の深さや、1時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深について、「積雪速報（現在の雪）」として札幌管区気象台のホームページに掲載する。</p>	<p>第4 防災関係機関の予防対策</p> <p>1 気象観測及び情報収集</p> <p>(1) 札幌管区気象台</p> <p>札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に係る特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪の深さや、1時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深について、「積雪速報（今後の雪）」として札幌管区気象台のホームページに掲載する。</p>	<p>気象庁ホームページへの掲載名称変更に伴う修正 (札幌管区気象台)</p>
78	<p>5 住民への啓発</p> <p>連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれに立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。</p>	<p>5 住民への啓発</p> <p>連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれに立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を <b>SNS等を活用し</b>、住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。</p>	<p>雪害に関する住民への啓発方法を具体的に記載 (北海道) ※報告書の内容を踏まえた修正</p>
78	<p>第5 防災関係機関の警戒体制</p> <p>(略)</p> <p>2 北海道</p> <p>(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。</p> <p>なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。</p> <p>(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。</p> <p>(3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けて注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。</p>	<p>第5 防災関係機関の警戒体制</p> <p>(略)</p> <p>2 北海道</p> <p>(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。</p> <p>なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、<b>要配慮者世帯の安否確認等への必要な協力など</b>、積極的な防災支援を講ずるものとする。</p> <p>(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。</p> <p>(3) 雪害の発生が予想される場合は、<b>SNS等による情報発信を行うほか</b>、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けて注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。</p>	<p>雪害時における要配慮者世帯の安否確認等について記載を追加 (北海道) ※報告書の内容を踏まえた修正</p> <p>雪害に関する住民への啓発方法を具体的に記載 (北海道) ※報告書の内容を踏まえた修正</p>
79	<p>第6 避難救出措置等</p> <p>1 北海道</p> <p>(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。</p>	<p>第6 避難救出措置等</p> <p>1 北海道</p> <p>(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、<b>Web会議の活用や連絡調整員（リエゾン）の派遣などにより</b>当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。</p>	<p>Web会議やリエゾン派遣などによる市町村との連携強化について記載 (北海道) ※報告書の内容を踏まえた修正</p>
80	<p>第9 市町村の体制</p> <p>市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。</p> <p>1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。</p> <p>2 雪害情報の連絡体制を確立すること。</p> <p>3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。</p> <p>4 積雪における消防体制を確立すること。</p> <p>5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>6</b> 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。</p> <p>(1) 食料、燃料等の供給対策</p> <p>(2) 医療助産対策</p> <p>(3) 応急教育対策</p> <p><b>7</b> 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。</p>	<p>第9 市町村の体制</p> <p>市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。</p> <p>1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。</p> <p>2 雪害情報の連絡体制を確立すること。</p> <p>3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。</p> <p>4 積雪における消防体制を確立すること。</p> <p>5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。</p> <p><b>6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。</b></p> <p><b>7</b> 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。</p> <p>(1) 食料、燃料等の供給対策</p> <p>(2) 医療助産対策</p> <p>(3) 応急教育対策</p> <p><b>8</b> 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。</p>	<p>雪害時における要配慮者世帯の安否確認等について記載を追加 (北海道) ※報告書の内容を踏まえた修正</p>

北海道地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現行	修正案（令和5年1月）	修正理由																		
	<p><u>8</u> 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害との連絡について十分な配慮すること。</p>	<p><u>9</u> 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害との連絡について十分な配慮すること。</p>																			
81	<p>第14節 融雪災害予防計画 【北海道融雪災害対策実施要綱】</p> <p>第2 防災会議の体制</p> <p>1 連絡部の設置</p> <p>融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。 北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTT ドコモ北海道支社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所</p>	<p>第14節 融雪災害予防計画 【北海道融雪災害対策実施要綱】</p> <p>第2 防災会議の体制</p> <p>1 連絡部の設置</p> <p>融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。 北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、<b>札幌市</b>、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTT ドコモ北海道支社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、<b>北海道エアポート株式会社</b></p>	<p>北海道融雪災害対策連絡部の構成員に札幌市及び北海道エアポート株式会社を追加 (北海道)</p>																		
81	<p>4 連絡部の招集</p> <p><u>連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認められた場合に召集する。</u></p>	<p>4 連絡部の招集</p> <p><u>連絡部の招集は、融雪災害が発生するおそれがある場合や、融雪災害発生情報を覚知し、事務局が必要と認められた場合に行う。</u> <u>また、事務局は必要に応じて、融雪災害に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の召集を求められることができる。</u> <u>なお、融雪災害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。</u></p>	<p>北海道雪害対策実施要綱（p76）との規定の整合を図るための修正 (北海道)</p>																		
81	<p>第3 予防対策</p> <p>1 気象情報及び積雪状況の把握</p> <p>(1) 札幌管区気象台</p> <p>札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪の深さや、1時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深について、「積雪速報（現在の雪）」として札幌管区気象台のホームページに掲載する。</p>	<p>第3 予防対策</p> <p>1 気象情報及び積雪状況の把握</p> <p>(1) 札幌管区気象台</p> <p>札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪の深さや、1時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深について、「積雪速報（今後の雪）」として札幌管区気象台のホームページに掲載する。</p>	<p>気象庁ホームページへの掲載名称変更に伴う修正 (札幌管区気象台)</p>																		
84	<p>第15節 高波、高潮災害予防計画</p> <p>第1 海岸の現況</p> <p>本道の海岸延長は、約3,100kmで、このうち海岸法第3条の規定に基づき指定した海岸保全区域は約1,760kmである。 本道における海岸保全区域は、次のとおりとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>海岸保全区域延長 (km)</th> <th>管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省（水管理・国土保全局）</td> <td>1,319</td> <td>各（総合）振興局建設管理部 直轄工事区間：国</td> </tr> <tr> <td>国土交通省（港湾局）</td> <td>116</td> <td>各港湾管理者</td> </tr> </tbody> </table>	所管	海岸保全区域延長 (km)	管理	国土交通省（水管理・国土保全局）	1,319	各（総合）振興局建設管理部 直轄工事区間：国	国土交通省（港湾局）	116	各港湾管理者	<p>第15節 高波、高潮災害予防計画</p> <p>第1 海岸の現況</p> <p>本道の海岸延長は、約3,100kmで、このうち海岸法第3条の規定に基づき指定した海岸保全区域は約1,759kmである。 本道における海岸保全区域は、次のとおりとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>海岸保全区域延長 (km)</th> <th>管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省（水管理・国土保全局）</td> <td>1,318</td> <td>各（総合）振興局建設管理部 直轄工事区間：国</td> </tr> <tr> <td>国土交通省（港湾局）</td> <td>116</td> <td>各港湾管理者</td> </tr> </tbody> </table>	所管	海岸保全区域延長 (km)	管理	国土交通省（水管理・国土保全局）	1,318	各（総合）振興局建設管理部 直轄工事区間：国	国土交通省（港湾局）	116	各港湾管理者	<p>最新の海岸統計に基づく数値の修正 (北海道)</p>
所管	海岸保全区域延長 (km)	管理																			
国土交通省（水管理・国土保全局）	1,319	各（総合）振興局建設管理部 直轄工事区間：国																			
国土交通省（港湾局）	116	各港湾管理者																			
所管	海岸保全区域延長 (km)	管理																			
国土交通省（水管理・国土保全局）	1,318	各（総合）振興局建設管理部 直轄工事区間：国																			
国土交通省（港湾局）	116	各港湾管理者																			

北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由																																												
	<table border="1"> <tr> <td>農林水産省（農村振興局）</td> <td>96</td> <td>各（総合）振興局産業振興部</td> </tr> <tr> <td>農林水産省（水産庁）</td> <td>221</td> <td>各（総合）振興局産業振興部</td> </tr> <tr> <td>重複</td> <td>8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計（実延長）</td> <td>1,760</td> <td>（各省の海岸保全区域延長は四捨五入による）</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（出展：令和2年度 海岸統計）</p>	農林水産省（農村振興局）	96	各（総合）振興局産業振興部	農林水産省（水産庁）	221	各（総合）振興局産業振興部	重複	8	—	計（実延長）	1,760	（各省の海岸保全区域延長は四捨五入による）	<table border="1"> <tr> <td>農林水産省（農村振興局）</td> <td>96</td> <td>各（総合）振興局産業振興部</td> </tr> <tr> <td>農林水産省（水産庁）</td> <td>221</td> <td>各（総合）振興局産業振興部</td> </tr> <tr> <td>重複</td> <td>8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計（実延長）</td> <td>1,759</td> <td>（各省の海岸保全区域延長は四捨五入による）</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（出典：令和3年度 海岸統計）</p>	農林水産省（農村振興局）	96	各（総合）振興局産業振興部	農林水産省（水産庁）	221	各（総合）振興局産業振興部	重複	8	—	計（実延長）	1,759	（各省の海岸保全区域延長は四捨五入による）																					
農林水産省（農村振興局）	96	各（総合）振興局産業振興部																																													
農林水産省（水産庁）	221	各（総合）振興局産業振興部																																													
重複	8	—																																													
計（実延長）	1,760	（各省の海岸保全区域延長は四捨五入による）																																													
農林水産省（農村振興局）	96	各（総合）振興局産業振興部																																													
農林水産省（水産庁）	221	各（総合）振興局産業振興部																																													
重複	8	—																																													
計（実延長）	1,759	（各省の海岸保全区域延長は四捨五入による）																																													
84	<p>第2 予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 北海道</p> <p>高波、高潮の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門等の河川事業を推進するものとする。</p> <p>また、<b>水防法に基づき指定した海岸について</b>、想定し得る最大規模の高潮により<b>当該海岸について高潮による</b>氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、<b>浸水継続時間等</b>を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p>	<p>第2 予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 北海道</p> <p>高波、高潮の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門等の河川事業を推進するものとする。</p> <p>また、<b>高潮時の避難や浸水による被害の軽減を図るため</b>、想定し得る最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深<b>及び浸水継続時間</b>を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p>	水防法及び水防法施行規則の規定に合わせた文章の修正（北海道）																																												
85	<p>第16節 土砂災害の予防計画</p> <p>第1 現 況</p> <p>1 本道における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R3.4.1 現在】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自然現象の種類</th> <th rowspan="2">平成14年度土砂災害危険箇所</th> <th colspan="2">土砂災害警戒区域</th> </tr> <tr> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>土砂災害特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>6,466</td> <td>5,463</td> <td>5,225</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>4,995</td> <td>3,945</td> <td>1,527</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>437</td> <td>375</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定箇所数 計</td> <td>11,898</td> <td>9,783</td> <td>6,752</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象の種類	平成14年度土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	6,466	5,463	5,225	土石流	4,995	3,945	1,527	地滑り	437	375	0	指定箇所数 計	11,898	9,783	6,752	<p>第16節 土砂災害の予防計画</p> <p>第1 現 況</p> <p>1 本道における、<b>当時の建設省の通達に基づき調査を行った土砂災害危険箇所並びに</b>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R4.4.1 現在】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自然現象の種類</th> <th rowspan="2">平成14年度土砂災害危険箇所</th> <th colspan="2">土砂災害警戒区域</th> </tr> <tr> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>土砂災害特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>6,466</td> <td>6,430</td> <td>6,147</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>4,995</td> <td>4,668</td> <td>1,773</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>437</td> <td>502</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定箇所数 計</td> <td>11,898</td> <td>11,600</td> <td>7,920</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象の種類	平成14年度土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	6,466	6,430	6,147	土石流	4,995	4,668	1,773	地滑り	437	502	0	指定箇所数 計	11,898	11,600	7,920	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険箇所に関する説明を追加</li> <li>・土砂災害警戒区域数を最新の数値に時点修正（北海道）</li> </ul>
自然現象の種類	平成14年度土砂災害危険箇所			土砂災害警戒区域																																											
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域																																												
急傾斜地の崩壊	6,466	5,463	5,225																																												
土石流	4,995	3,945	1,527																																												
地滑り	437	375	0																																												
指定箇所数 計	11,898	9,783	6,752																																												
自然現象の種類	平成14年度土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域																																													
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域																																												
急傾斜地の崩壊	6,466	6,430	6,147																																												
土石流	4,995	4,668	1,773																																												
地滑り	437	502	0																																												
指定箇所数 計	11,898	11,600	7,920																																												
85	<p>2 本道における、山地災害危険地区は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R2.4.1 現在】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地災害危険地区</td> <td>15,387</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	箇所数	山地災害危険地区	15,387	<p>2 本道における、山地災害危険地区は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R4.4.1 現在】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地災害危険地区</td> <td>15,440</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	箇所数	山地災害危険地区	15,440	山地災害危険地区数を最新の数値に時点修正（北海道）																																				
区 分	箇所数																																														
山地災害危険地区	15,387																																														
区 分	箇所数																																														
山地災害危険地区	15,440																																														
87	<p>第3 形態別予防計画</p> <p>1 地すべり等予防計画</p> <p>土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地滑りが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による。</p> <p>土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び市町村は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。</p>	<p>第3 形態別予防計画</p> <p>1 地すべり等予防計画</p> <p>土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地滑りが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び市町村は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。</p>	既定の整備（不要な句点の削除）（北海道）																																												

北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由																																
96	<p>第5章 災害応急対策計画 第1節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>5 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>90-43423</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> </table>	消防防災無線	電話	90-43423	90-49102	FAX	90-49033	90-49036	<p>第5章 災害応急対策計画 第1節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>5 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> </table>	消防防災無線	電話	90-49013	90-49102	FAX	90-49033	90-49036	連絡先の変更 (北海道)																		
消防防災無線	電話		90-43423	90-49102																															
	FAX	90-49033	90-49036																																
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102																																
	FAX	90-49033	90-49036																																
98 ～ 99	<p>第2節 災害通信計画</p> <p>第2 電話及び電報の優先利用 2 電報による通信</p> <p>(略)</p> <p>(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等</p> <p>① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電 報 の 内 容</th> <th>機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常扱いの通話と同じ</td> <td>非常扱いの通話と同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電 報 の 内 容</th> <th>機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項</td> <td>船舶と別に定めた病院相互間</td> </tr> <tr> <td>他は緊急扱いの通話と同じ</td> <td>他は緊急扱い通話と同じ</td> </tr> </tbody> </table>	電 報 の 内 容	機 関 等	非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ	電 報 の 内 容	機 関 等	船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間	他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱い通話と同じ	<p>第2節 災害通信計画</p> <p>第2 電話及び電報の優先利用 2 電報による通信</p> <p>(略)</p> <p>(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等</p> <p>① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電 報 の 内 容</th> <th>機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> <tr> <td>2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項</td> <td>水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間</td> </tr> <tr> <td>3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項</td> <td>消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間</td> </tr> <tr> <td>4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項</td> <td>輸送の確保に直接関係がある機関相互間</td> </tr> <tr> <td>5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項</td> <td>通信の確保に直接関係がある機関相互間</td> </tr> <tr> <td>6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項</td> <td>電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間</td> </tr> <tr> <td>7 秩序の維持のため緊急を要する事項</td> <td>警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間</td> </tr> <tr> <td>8 災害の予防又は救援のため必要な事項</td> <td>天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と各欄に掲げる機関との間</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電 報 の 内 容</th> <th>機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生</td> <td>(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間 (①の8項に掲げるものを除く)</td> </tr> </tbody> </table>	電 報 の 内 容	機 関 等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と各欄に掲げる機関との間	電 報 の 内 容	機 関 等	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間 (①の8項に掲げるものを除く)	NTT 東日本が定めるサービス約款と整合を図るための修正 (NTT 東日本)
電 報 の 内 容	機 関 等																																		
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ																																		
電 報 の 内 容	機 関 等																																		
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間																																		
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱い通話と同じ																																		
電 報 の 内 容	機 関 等																																		
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間																																		
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間																																		
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間																																		
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間																																		
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間																																		
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間																																		
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間																																		
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と各欄に掲げる機関との間																																		
電 報 の 内 容	機 関 等																																		
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間 (①の8項に掲げるものを除く)																																		



北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由
		<p>し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項</p> <p>2 治安の維持のため緊急を要する事項</p> <p>3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</p> <p>4 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項</p> <p>5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</p> <p>(2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った者と(1)の機関との間</p> <p>(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間</p> <p>新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間</p> <p>船舶と別に定めた病院相互間</p> <p>(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（①の表、本表 1～5(2)に掲げるものを除く）相互間</p>	
103	<p>第3節 災害広報・情報提供計画</p> <p>第2 安否情報の提供 (略)</p>	<p>第3節 災害広報・情報提供計画</p> <p>第2 安否情報の提供 (略)</p> <p>第3 災害時の氏名等の公表</p> <p>1 北海道 道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。</p> <p>2 市町村 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえ、災害時の氏名等の公表については道の「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従うことを明記（北海道）</p>
106	<p>第4節 避難対策計画</p> <p>第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助 (略)</p> <p>2 助言 (1) 市町村 市町村は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求められることができるものとする。 市町村は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求められることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。</p>	<p>第4節 避難対策計画</p> <p>第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助 (略)</p> <p>2 助言 (1) 市町村 市町村は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求められることができるものとする。 市町村は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求められることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。 さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正（北海道）</p>



北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由																																		
109	<p>第9 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>7 避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。</p>	<p>第9 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>7 避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。</p> <p><b>8 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</b></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正（北海道）</p>																																		
109	<p>第10 指定避難所の運営管理等</p> <p>1 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p>	<p>第10 指定避難所の運営管理等</p> <p>1 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した <b>NPO・ボランティア等</b>の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正（北海道）</p>																																		
109 ～ 110	<p>5 市町村は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、<b>専門家等</b>との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>5 市町村は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、<b>専門家、NPO、ボランティア等</b>との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正（北海道）</p>																																		
122	<p>第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 派遣要請先（指定部隊等の長）</p> <p>1 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2師団地区</td> <td>第3 普通科連隊長 (名寄駐屯地司令)</td> <td>連隊第3科 名寄市宇内淵 84</td> <td>01654-3-2137 内線 230 (当直 302)</td> <td>上川、宗谷の各総合振興局</td> <td>士別市、名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村、稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻富士町、利尻町、猿払村、幌延町</td> </tr> <tr> <td>第25 普通科連隊長 (遠軽駐屯地司令)</td> <td>連隊第3科 紋別郡遠軽町向遠軽 272</td> <td>01584-2-5275 内線 230 (当直 302)</td> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村</td> </tr> </tbody> </table>	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	第2師団地区	第3 普通科連隊長 (名寄駐屯地司令)	連隊第3科 名寄市宇内淵 84	01654-3-2137 内線 230 (当直 302)	上川、宗谷の各総合振興局	士別市、名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村、稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻富士町、利尻町、猿払村、幌延町	第25 普通科連隊長 (遠軽駐屯地司令)	連隊第3科 紋別郡遠軽町向遠軽 272	01584-2-5275 内線 230 (当直 302)	オホーツク総合振興局	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村	<p>第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 派遣要請先（指定部隊等の長）</p> <p>1 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2師団地区</td> <td>第3 即応機動連隊長 (名寄駐屯地司令)</td> <td>連隊第3科 名寄市宇内淵 84</td> <td>01654-3-2137 内線 230 (当直 302)</td> <td>上川、宗谷の各総合振興局</td> <td>士別市、名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村、稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻富士町、利尻町、猿払村、幌延町</td> </tr> <tr> <td>第25 普通科連隊長 (遠軽駐屯地司令)</td> <td>連隊第3科 紋別郡遠軽町向遠軽 272</td> <td>0158-42-5275 内線 230 (当直 302)</td> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村</td> </tr> </tbody> </table>	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	第2師団地区	第3 即応機動連隊長 (名寄駐屯地司令)	連隊第3科 名寄市宇内淵 84	01654-3-2137 内線 230 (当直 302)	上川、宗谷の各総合振興局	士別市、名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村、稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻富士町、利尻町、猿払村、幌延町	第25 普通科連隊長 (遠軽駐屯地司令)	連隊第3科 紋別郡遠軽町向遠軽 272	0158-42-5275 内線 230 (当直 302)	オホーツク総合振興局	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村	<p>自衛隊の組織改編による変更 電話番号の変更 (陸上自衛隊北部方面総監部)</p>
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																																
第2師団地区	第3 普通科連隊長 (名寄駐屯地司令)	連隊第3科 名寄市宇内淵 84	01654-3-2137 内線 230 (当直 302)	上川、宗谷の各総合振興局	士別市、名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村、稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻富士町、利尻町、猿払村、幌延町																																
	第25 普通科連隊長 (遠軽駐屯地司令)	連隊第3科 紋別郡遠軽町向遠軽 272	01584-2-5275 内線 230 (当直 302)	オホーツク総合振興局	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村																																
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																																
第2師団地区	第3 即応機動連隊長 (名寄駐屯地司令)	連隊第3科 名寄市宇内淵 84	01654-3-2137 内線 230 (当直 302)	上川、宗谷の各総合振興局	士別市、名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村、稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻富士町、利尻町、猿払村、幌延町																																
	第25 普通科連隊長 (遠軽駐屯地司令)	連隊第3科 紋別郡遠軽町向遠軽 272	0158-42-5275 内線 230 (当直 302)	オホーツク総合振興局	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村																																

北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由																								
122	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5 師団地区 第5 偵察隊長 (別海駐屯地司令)</td> <td>司令職務室</td> <td>野付郡別海町西春別42-1</td> <td>01537-7-2231 内線 206 (当直 302)</td> <td>釧路総合振興局</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	第5 師団地区 第5 偵察隊長 (別海駐屯地司令)	司令職務室	野付郡別海町西春別42-1	01537-7-2231 内線 206 (当直 302)	釧路総合振興局		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5 師団地区 第5 偵察隊長 (別海駐屯地司令)</td> <td>司令職務室</td> <td>野付郡別海町西春別42-1</td> <td>0153-77-2231 内線 206 (当直 302)</td> <td>釧路総合振興局</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	第5 師団地区 第5 偵察隊長 (別海駐屯地司令)	司令職務室	野付郡別海町西春別42-1	0153-77-2231 内線 206 (当直 302)	釧路総合振興局		電話番号の変更 (陸上自衛隊北部方面総監部)
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																						
第5 師団地区 第5 偵察隊長 (別海駐屯地司令)	司令職務室	野付郡別海町西春別42-1	01537-7-2231 内線 206 (当直 302)	釧路総合振興局																							
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																						
第5 師団地区 第5 偵察隊長 (別海駐屯地司令)	司令職務室	野付郡別海町西春別42-1	0153-77-2231 内線 206 (当直 302)	釧路総合振興局																							
141	<p>第15節 食料供給計画</p> <p>第2 食料の供給</p> <p>1 市町村</p> <p>(略)</p> <p>なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）<b>第4</b>I第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、総合振興局長若しくは振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。</p>	<p>第15節 食料供給計画</p> <p>第2 食料の供給</p> <p>1 市町村</p> <p>(略)</p> <p>なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）<b>第4章</b>I第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、総合振興局長若しくは振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。</p>	脱字の修正 (北海道農政事務所)																								
141	<p>2 北海道</p> <p>(略)</p> <p>なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）<b>第4</b>I第11の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、市町村に供給するとともに、その受領方法等について指示する。</p>	<p>2 北海道</p> <p>(略)</p> <p>なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）<b>第4章</b>I第11の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、市町村に供給するとともに、その受領方法等について指示する。</p>	脱字の修正 (北海道農政事務所)																								
154	<p>第24節 住宅対策計画</p> <p>第2 実施の方法</p> <p>1 避難所</p> <p>市町村長は、災害により<b>住家</b>が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。</p>	<p>第24節 住宅対策計画</p> <p>第2 実施の方法</p> <p>1 避難所</p> <p>市町村長は、災害により<b>住宅</b>が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。</p>	文言の修正 (北海道)																								
154	<p>3 応急仮設住宅</p> <p>(1) 入居対象者</p> <p>原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する<b>住家</b>がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない<b>もの</b>とする。</p>	<p>3 応急仮設住宅</p> <p>(1) 入居対象者</p> <p>原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する<b>住宅</b>がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない<b>者</b>とする。</p>	文言の修正 (北海道)																								
154	<p>(6) 規模、構造、存続期間及び費用</p> <p>ア <b>応急仮設住宅</b>は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6 戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。</p> <p>但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。</p>	<p>(6) 規模、構造、存続期間及び費用</p> <p>ア <b>建設型応急住宅</b>は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6 戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。</p> <p>但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。</p>	文言の修正 (北海道)																								
155	<p>5 住宅の応急修理</p> <p>(1) 対象者</p> <p>ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p>イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に<b>住家</b>が半壊した者</p>	<p>5 住宅の応急修理</p> <p>(1) 対象者</p> <p>ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p>イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に<b>住宅</b>が半壊した者</p>	文言の修正 (北海道)																								

北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由																																																		
180	<p>第7章 火山災害対策計画 第4節 災害応急対策計画</p> <p>第2 火山現象に関する警報、予報、情報等 火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法第13条の規定により発表される「<u>火山現象警報</u>」及び「<u>火山現象予報</u>」である。 なお、「<u>火山現象警報</u>」は気象業務法第15条1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通知する。</p> <p>1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺） 札幌管区気象台が噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、<u>火砕流</u>・融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。</p>	<p>第7章 火山災害対策計画 第4節 災害応急対策計画</p> <p>第2 火山現象に関する警報、予報、情報等 火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法第13条の規定により発表される<u>火山現象警報（噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺））、火山現象予報及び火山現象注意報（噴火予報、降灰予報、火山ガス予報等）</u>である。 また、<u>火山現象に関する情報は、同法第11条の規定により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。</u> なお、<u>火山現象警報</u>は気象業務法第15条1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通知する。</p> <p>1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺） 札幌管区気象台が噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、<u>火砕流</u>・融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。</p>	<p>火山現象に関する警報及び予報について、法令の規定による正確な規定へ修正 （札幌管区気象台）</p> <p>読点の脱字修正 （北海道）</p>																																																		
181	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>火山活動の状況</th> <th>噴火警戒レベル（キーワード）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td rowspan="2">噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している<u>状態と予想される場合</u></td> <td>レベル5（避難）</td> </tr> <tr> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する<u>可能性が高まってきていると予想される場合</u></td> <td>レベル4（<u>避難準備</u>）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは<u>切迫している状態</u>と予想される場合</td> <td>レベル3（入山規制）</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合</td> <td>レベル2（火口周辺規制）</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</td> <td>レベル1（活火山であることに留意）</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル（キーワード）	特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している <u>状態と予想される場合</u>	レベル5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する <u>可能性が高まってきていると予想される場合</u>	レベル4（ <u>避難準備</u> ）	警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは <u>切迫している状態</u> と予想される場合	レベル3（入山規制）	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル2（火口周辺規制）	予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1（活火山であることに留意）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>火山活動の状況</th> <th>噴火警戒レベル（キーワード）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td rowspan="2">噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している<u>状態にある場合</u></td> <td>レベル5（避難）</td> </tr> <tr> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると<u>予想される（可能性が高まってきている）場合</u></td> <td>レベル4（<u>高齢者等避難</u>）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは<u>発生する</u>と予想される場合</td> <td>レベル3（入山規制）</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合</td> <td>レベル2（火口周辺規制）</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</td> <td>レベル1（活火山であることに留意）</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル（キーワード）	特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している <u>状態にある場合</u>	レベル5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると <u>予想される（可能性が高まってきている）場合</u>	レベル4（ <u>高齢者等避難</u> ）	警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは <u>発生する</u> と予想される場合	レベル3（入山規制）	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル2（火口周辺規制）	予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1（活火山であることに留意）	<p>気象庁が推奨する標準的な記載への修正 （札幌管区気象台）</p>
種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル（キーワード）																																																	
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している <u>状態と予想される場合</u>	レベル5（避難）																																																	
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する <u>可能性が高まってきていると予想される場合</u>	レベル4（ <u>避難準備</u> ）																																																	
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは <u>切迫している状態</u> と予想される場合	レベル3（入山規制）																																																	
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル2（火口周辺規制）																																																	
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1（活火山であることに留意）																																																	
種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル（キーワード）																																																	
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している <u>状態にある場合</u>	レベル5（避難）																																																	
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると <u>予想される（可能性が高まってきている）場合</u>	レベル4（ <u>高齢者等避難</u> ）																																																	
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは <u>発生する</u> と予想される場合	レベル3（入山規制）																																																	
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル2（火口周辺規制）																																																	
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1（活火山であることに留意）																																																	

北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由
184	<p>9 火山現象に関する情報等</p> <p>(1) 火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</p>	<p>9 火山現象に関する<u>その他の</u>情報等</p> <p>(1) 火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</p>	<p>「第2 火山現象に関する警報、予報、情報等」の1～8以外の情報等に関する記載であることを明確にするための文言整理 (札幌管区气象台)</p>
184	<p>10 噴火警報等の発表官署</p> <p>北海道における全ての火山に係わる火山現象警報、火山現象予報及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区气象台が行う。</p>	<p>10 噴火警報等の発表官署</p> <p>北海道における全ての火山現象警報、火山現象予報・火山現象注意報（降灰予報を除く。）及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区气象台が行う。 <u>※降灰予報の発表は、気象庁が行う。</u></p>	<p>噴火警報等の発表官署を明確化するための修正 (札幌管区气象台)</p>

北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由
184	<p>12 噴火警報及び噴火予報等の伝達</p> <p>(1) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。</p> <p>(2) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。</p> <p>ア 通報及び伝達の内容</p> <p>(7) 札幌管区気象台 火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、<b>火山現象に関する情報</b>を知事に通報する。</p> <p>(4) 北海道 札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。</p> <p>(7) 市町村 知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。 この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。</p> <p>イ 通報及び伝達の系統 札幌管区気象台から知事に通報された後の<b>噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等</b>の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。</p>	<p>12 噴火警報等の伝達</p> <p>(1) 噴火警報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。</p> <p>(2) 噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。</p> <p>ア 通報及び伝達の内容</p> <p>(7) 札幌管区気象台 火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、<b>火山現象に関する警報、予報、情報等</b>を知事に通報する。</p> <p>(4) 北海道 札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。</p> <p>(7) 市町村 知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。 この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。</p> <p>イ 通報及び伝達の系統 札幌管区気象台から知事に通報された後の<b>噴火警報等</b>の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。</p>	<p>火口周辺警報は噴火警報の一種であること等より、本計画内の他の文章と整合を合わせるための改正 (札幌管区気象台)</p>



北海道地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現行	修正案（令和5年1月）	修正理由
185	<p style="text-align: center;"><b>噴火警報等伝達系統図</b></p> <p>・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。          ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。          ・太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。</p> <p>※ あらかじめ定められた通信系統が障害となった場合、気象台は札幌放送局と該当する地方放送局へ通知する。</p> <p>※ 道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。          ※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。          ※ 「<b>噴火に関する特別警報</b>」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。          ※ 各火山を所管する関係機関は、別表1、2のとおり</p>	<p style="text-align: center;"><b>噴火警報等伝達系統図</b></p> <p>・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。          ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。          ・太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。</p> <p>※1 あらかじめ定められた通信系統が障害となった場合は、札幌放送局及び該当する地方の放送局へ通知する。          ※2 緊急速報メールは、火山現象特別警報が当該市町村を対象として初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて配信される。</p> <p>※ 道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。          ※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。          ※ 「<b>火山現象特別警報</b>」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。          ※ 各火山を所管する関係機関は、別表1、2のとおり</p>	<p>現状に即した伝達系統となるように図表を差し替え（札幌管区気象台）</p> <p>機関名の誤りを修正（第一管区海上保安本部）</p>

北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由																																																																																																																																																																								
186	<p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>発表担当官署</th> <th>通知担当官署</th> <th>警察機関</th> <th>総合振興局等</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アトサヌプリ</td> <td rowspan="4">札幌管区 気象台</td> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>釧 路</td> <td>弟子屈町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">雌阿寒岳</td> <td>網走地方気象台</td> <td>北見方面本部</td> <td>ホホツ</td> <td>大空町、清里町、小清水町</td> </tr> <tr> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>釧 路</td> <td>釧路市、弟子屈町、白糠町、 鶴居村</td> </tr> <tr> <td>大雪山</td> <td>網走地方気象台</td> <td>北見方面本部</td> <td>ホホツ</td> <td>足寄町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">十勝岳</td> <td>旭川地方気象台</td> <td>旭川方面本部</td> <td>上 川</td> <td>美幌町、津別町</td> </tr> <tr> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>十 勝</td> <td>上富良野町、中富良野町、 美瑛町、東川町、上川町、 富良野市、南富良野町、 新得町</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 噴火警報等関係機関一覧表(その他の火山)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>発表担当官署</th> <th>通知担当官署</th> <th>警察機関</th> <th>総合振興局等</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知床硫黄山</td> <td rowspan="8">札幌管区 気象台</td> <td>網走地方気象台</td> <td>北見方面本部</td> <td>ホホツ</td> <td>斜里町</td> </tr> <tr> <td>羅臼岳</td> <td>網走地方気象台</td> <td>北見方面本部</td> <td>ホホツ</td> <td>斜里町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天頂山</td> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>根 室</td> <td>羅臼町</td> </tr> <tr> <td>網走地方気象台</td> <td>北見方面本部</td> <td>ホホツ</td> <td>斜里町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">雄阿寒岳</td> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>根 室</td> <td>羅臼町</td> </tr> <tr> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>釧 路</td> <td>釧路市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">摩周</td> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>釧 路</td> <td>弟子屈町、標茶町</td> </tr> <tr> <td>網走地方気象台</td> <td>北見方面本部</td> <td>ホホツ</td> <td>中標津町</td> </tr> <tr> <td>丸山</td> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>十 勝</td> <td>清里町</td> </tr> </tbody> </table>	火山名	発表担当官署	通知担当官署	警察機関	総合振興局等	市 町 村	アトサヌプリ	札幌管区 気象台	釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	弟子屈町	雌阿寒岳	網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	大空町、清里町、小清水町	釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	釧路市、弟子屈町、白糠町、 鶴居村	大雪山	網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	足寄町	十勝岳	旭川地方気象台	旭川方面本部	上 川	美幌町、津別町	釧路地方気象台	釧路方面本部	十 勝	上富良野町、中富良野町、 美瑛町、東川町、上川町、 富良野市、南富良野町、 新得町	火山名	発表担当官署	通知担当官署	警察機関	総合振興局等	市 町 村	知床硫黄山	札幌管区 気象台	網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	斜里町	羅臼岳	網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	斜里町	天頂山	釧路地方気象台	釧路方面本部	根 室	羅臼町	網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	斜里町	雄阿寒岳	釧路地方気象台	釧路方面本部	根 室	羅臼町	釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	釧路市	摩周	釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	弟子屈町、標茶町	網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	中標津町	丸山	釧路地方気象台	釧路方面本部	十 勝	清里町	<p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>発表担当官署</th> <th><del>釧路</del>担当官署</th> <th>警察機関</th> <th>総合振興局等</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アトサヌプリ</td> <td rowspan="4">札幌管区 気象台</td> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>釧 路</td> <td>弟子屈町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">雌阿寒岳</td> <td>網走地方気象台</td> <td>北見方面本部</td> <td>ホホツ</td> <td>大空町、清里町、小清水町</td> </tr> <tr> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>釧 路</td> <td>釧路市、弟子屈町、白糠町、 鶴居村</td> </tr> <tr> <td>大雪山</td> <td>網走地方気象台</td> <td>北見方面本部</td> <td>ホホツ</td> <td>足寄町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">十勝岳</td> <td>旭川地方気象台</td> <td>旭川方面本部</td> <td>上 川</td> <td>美幌町、津別町</td> </tr> <tr> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>十 勝</td> <td>上富良野町、中富良野町、 美瑛町、東川町、上川町、 富良野市、南富良野町、 新得町</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 噴火警報等関係機関一覧表(その他の火山)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>発表担当官署</th> <th><del>釧路</del>担当官署</th> <th>警察機関</th> <th>総合振興局等</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知床硫黄山</td> <td rowspan="8">札幌管区 気象台</td> <td>網走地方気象台</td> <td>北見方面本部</td> <td>ホホツ</td> <td>斜里町</td> </tr> <tr> <td>羅臼岳</td> <td>網走地方気象台</td> <td>北見方面本部</td> <td>ホホツ</td> <td>斜里町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天頂山</td> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>根 室</td> <td>羅臼町</td> </tr> <tr> <td>網走地方気象台</td> <td>北見方面本部</td> <td>ホホツ</td> <td>斜里町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">雄阿寒岳</td> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>根 室</td> <td>羅臼町</td> </tr> <tr> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>釧 路</td> <td>釧路市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">摩周</td> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>釧 路</td> <td>弟子屈町、標茶町</td> </tr> <tr> <td>網走地方気象台</td> <td>北見方面本部</td> <td>ホホツ</td> <td>中標津町</td> </tr> <tr> <td>丸山</td> <td>釧路地方気象台</td> <td>釧路方面本部</td> <td>十 勝</td> <td>清里町</td> </tr> </tbody> </table>	火山名	発表担当官署	<del>釧路</del> 担当官署	警察機関	総合振興局等	市 町 村	アトサヌプリ	札幌管区 気象台	釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	弟子屈町	雌阿寒岳	網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	大空町、清里町、小清水町	釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	釧路市、弟子屈町、白糠町、 鶴居村	大雪山	網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	足寄町	十勝岳	旭川地方気象台	旭川方面本部	上 川	美幌町、津別町	釧路地方気象台	釧路方面本部	十 勝	上富良野町、中富良野町、 美瑛町、東川町、上川町、 富良野市、南富良野町、 新得町	火山名	発表担当官署	<del>釧路</del> 担当官署	警察機関	総合振興局等	市 町 村	知床硫黄山	札幌管区 気象台	網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	斜里町	羅臼岳	網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	斜里町	天頂山	釧路地方気象台	釧路方面本部	根 室	羅臼町	網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	斜里町	雄阿寒岳	釧路地方気象台	釧路方面本部	根 室	羅臼町	釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	釧路市	摩周	釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	弟子屈町、標茶町	網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	中標津町	丸山	釧路地方気象台	釧路方面本部	十 勝	清里町	<p>不要な文言の削除 (札幌管区気象台)</p>
火山名	発表担当官署	通知担当官署	警察機関	総合振興局等	市 町 村																																																																																																																																																																						
アトサヌプリ	札幌管区 気象台	釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	弟子屈町																																																																																																																																																																						
雌阿寒岳		網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	大空町、清里町、小清水町																																																																																																																																																																						
		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	釧路市、弟子屈町、白糠町、 鶴居村																																																																																																																																																																						
大雪山		網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	足寄町																																																																																																																																																																						
十勝岳	旭川地方気象台	旭川方面本部	上 川	美幌町、津別町																																																																																																																																																																							
	釧路地方気象台	釧路方面本部	十 勝	上富良野町、中富良野町、 美瑛町、東川町、上川町、 富良野市、南富良野町、 新得町																																																																																																																																																																							
火山名	発表担当官署	通知担当官署	警察機関	総合振興局等	市 町 村																																																																																																																																																																						
知床硫黄山	札幌管区 気象台	網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	斜里町																																																																																																																																																																						
羅臼岳		網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	斜里町																																																																																																																																																																						
天頂山		釧路地方気象台	釧路方面本部	根 室	羅臼町																																																																																																																																																																						
		網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	斜里町																																																																																																																																																																						
雄阿寒岳		釧路地方気象台	釧路方面本部	根 室	羅臼町																																																																																																																																																																						
		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	釧路市																																																																																																																																																																						
摩周		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	弟子屈町、標茶町																																																																																																																																																																						
		網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	中標津町																																																																																																																																																																						
丸山	釧路地方気象台	釧路方面本部	十 勝	清里町																																																																																																																																																																							
火山名	発表担当官署	<del>釧路</del> 担当官署	警察機関	総合振興局等	市 町 村																																																																																																																																																																						
アトサヌプリ	札幌管区 気象台	釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	弟子屈町																																																																																																																																																																						
雌阿寒岳		網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	大空町、清里町、小清水町																																																																																																																																																																						
		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	釧路市、弟子屈町、白糠町、 鶴居村																																																																																																																																																																						
大雪山		網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	足寄町																																																																																																																																																																						
十勝岳	旭川地方気象台	旭川方面本部	上 川	美幌町、津別町																																																																																																																																																																							
	釧路地方気象台	釧路方面本部	十 勝	上富良野町、中富良野町、 美瑛町、東川町、上川町、 富良野市、南富良野町、 新得町																																																																																																																																																																							
火山名	発表担当官署	<del>釧路</del> 担当官署	警察機関	総合振興局等	市 町 村																																																																																																																																																																						
知床硫黄山	札幌管区 気象台	網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	斜里町																																																																																																																																																																						
羅臼岳		網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	斜里町																																																																																																																																																																						
天頂山		釧路地方気象台	釧路方面本部	根 室	羅臼町																																																																																																																																																																						
		網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	斜里町																																																																																																																																																																						
雄阿寒岳		釧路地方気象台	釧路方面本部	根 室	羅臼町																																																																																																																																																																						
		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	釧路市																																																																																																																																																																						
摩周		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧 路	弟子屈町、標茶町																																																																																																																																																																						
		網走地方気象台	北見方面本部	ホホツ	中標津町																																																																																																																																																																						
丸山	釧路地方気象台	釧路方面本部	十 勝	清里町																																																																																																																																																																							
194	<p>第9章 事故災害対策計画</p> <p>別記1</p> <p>情報通信連絡系統図 (略)</p> <p>※「八雲町消防本部」にあつては、「函館海上保安図」、「江差海上保安署」と三機関の、「遠軽地区広域組合消防本部」にあつては、「紋別海上保安部」、「網走海上保安署」との三機関の業務協定</p>	<p>第9章 事故災害対策計画</p> <p>別記1</p> <p>情報通信連絡系統図 (略)</p> <p>※「八雲町消防本部」にあつては、「函館海上保安部」、「江差海上保安署」と三機関の、「遠軽地区広域組合消防本部」にあつては、「紋別海上保安部」、「網走海上保安署」との三機関の業務協定</p>	<p>誤字の修正 (第一管区海上保安本部)</p>																																																																																																																																																																								
205	<p>第2節 航空災害対策計画</p> <p>別記1</p> <p>情報通信連絡系統図</p> <p>2 その他の地域の場合</p>	<p>第2節 航空災害対策計画</p> <p>別記1</p> <p>情報通信連絡系統図</p> <p>2 その他の地域の場合</p>	<p>機関名の誤りを修正 (第一管区海上保安本部)</p>																																																																																																																																																																								

北海道地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由										
	<p>(2) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）</p> <p>(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。</p>	<p>(2) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）</p> <p>(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。</p>											
222	<p>第6節 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第2 災害予防</p> <p>(10) 火災警報</p> <p>市町村長は、道から火災気象通報を受け、<b>又は気象の状況が別表に掲げる火災警報発令条件若しくは自ら</b>地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。</p>	<p>第6節 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第2 災害予防</p> <p>(10) 火災警報</p> <p>市町村長は、道から火災気象通報を受け、<b>又は自ら</b>地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。</p>	H31.2.8付け消防庁消防・救急課長及び気象庁予報部業務課長通知「火災気象通報の運用の見直しについて」に基づく修正（北海道）										
224	<p>第4 災害復旧</p> <p>(別記1)</p> <p>情報通信連絡系統図</p>	<p>第4 災害復旧</p> <p>(別記)</p> <p>情報通信連絡系統図</p>	本文中の記載と整合（「1」の削除）（北海道） 北海道警察本部への連絡系統の追記（北海道警察本部）										
	<p>(別表)</p> <table border="1" data-bbox="197 1161 999 1513"> <thead> <tr> <th>総合振興局又は振興局</th> <th>警 報 発 令 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 狩</td> <td>実効湿度68%以下にして、最小温度43%以下となり、最大風速9m/s以上のとき</td> </tr> <tr> <td>渡 島</td> <td>実効湿度68%以下にして、最小温度42%以下となり、最大風速13m/s以上のとき</td> </tr> <tr> <td>檜 山</td> <td>【3月から10月まで】 実効湿度60%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速10m/s以上のとき 【11月から2月まで】 実効湿度60%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速15m/s以上のとき</td> </tr> <tr> <td>後 志</td> <td>実効湿度70%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上</td> </tr> </tbody> </table>	総合振興局又は振興局	警 報 発 令 条 件	石 狩	実効湿度68%以下にして、最小温度43%以下となり、最大風速9m/s以上のとき	渡 島	実効湿度68%以下にして、最小温度42%以下となり、最大風速13m/s以上のとき	檜 山	【3月から10月まで】 実効湿度60%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速10m/s以上のとき 【11月から2月まで】 実効湿度60%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速15m/s以上のとき	後 志	実効湿度70%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上	<p>(削除)</p>	P222の改正に伴い別表が不要となるため削除（北海道）
総合振興局又は振興局	警 報 発 令 条 件												
石 狩	実効湿度68%以下にして、最小温度43%以下となり、最大風速9m/s以上のとき												
渡 島	実効湿度68%以下にして、最小温度42%以下となり、最大風速13m/s以上のとき												
檜 山	【3月から10月まで】 実効湿度60%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速10m/s以上のとき 【11月から2月まで】 実効湿度60%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速15m/s以上のとき												
後 志	実効湿度70%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上												

北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由																						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="344 177 405 201"></td> <td data-bbox="344 177 999 209">のとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 209 297 233">空 知</td> <td data-bbox="344 209 999 296">実効湿度 65%以下にして、最小湿度 45%以下となり、最大風速 7m/s 以上のとき 実効湿度で 60%以下のときは、風速 7m/s 以上のとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 296 297 320">上 川</td> <td data-bbox="344 296 999 360">実効湿度で 67%以下にして、最小湿度 35%以下となり、最大風速 8m/s 以上のとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 360 297 384">留 萌</td> <td data-bbox="344 360 999 472">実効湿度で 65%以下にして、最小湿度 40%以下となり、最大風速 10m/s 以上のとき 風速 15m/s 以上の風が 9 時間以上吹続く見込のとき、但し雨又は雪の降っている 場合は必ずしも警報の発令を要しない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 472 297 496">宗 谷</td> <td data-bbox="344 472 999 711">【海岸部】 実効湿度 75%以下にして、最小湿度 50%以下となり、平均風速 5m/s 以上となる見 込みのとき 平均風速 8m/s 以上のとき、又は 8m/s 以上となる見込のとき 【内陸部】 実効湿度 70%以下にして、最小湿度 45%以下となり、平均風速 5m/s 以上となる見 込みのとき 平均風速 7m/s 以上のとき、又は 7m/s 以上となる見込のとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 711 320 735">オホーツク</td> <td data-bbox="344 711 999 775">実効湿度 66%以下にして、最小湿度 40%以下となり、最大風速 14m/s 以上のとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 775 297 799">胆 振</td> <td data-bbox="344 775 999 951">【4 月から 10 月まで】 実効湿度 72%以下にして、最小湿度 55%以下となり、最大風速 6.5m/s 以上のとき 【11 月から 3 月まで】 実効湿度 67%以下にして、最小湿度 49%以下となり、最大風速 7.3m/s 以上のとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 951 297 975">日 高</td> <td data-bbox="344 951 999 1126">【4 月、5 月及び 9 月から 11 月まで】 実効湿度 73%以下にして、最小湿度 50%以下となり、最大風速 15m/s 以上のとき 【1 月から 3 月まで及び 12 月】 実効湿度 70%以下にして、最小湿度 45%以下となり、最大風速 15m/s 以上のとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1126 297 1150">十 勝</td> <td data-bbox="344 1126 999 1190">実効湿度 72%以下にして、最小湿度 45%以下となり、最大風速 7m/s 以上のとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1190 297 1214">釧 路</td> <td data-bbox="344 1190 999 1254">実効湿度 68%以下にして、最小湿度 42%以下となり、最大風速 10m/s 以上のとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1254 297 1278">根 室</td> <td data-bbox="344 1254 999 1318">実効湿度 70%以下にして、最小湿度 50%以下となり、最大風速 8m/s 以上のとき</td> </tr> </table>		のとき	空 知	実効湿度 65%以下にして、最小湿度 45%以下となり、最大風速 7m/s 以上のとき 実効湿度で 60%以下のときは、風速 7m/s 以上のとき	上 川	実効湿度で 67%以下にして、最小湿度 35%以下となり、最大風速 8m/s 以上のとき	留 萌	実効湿度で 65%以下にして、最小湿度 40%以下となり、最大風速 10m/s 以上のとき 風速 15m/s 以上の風が 9 時間以上吹続く見込のとき、但し雨又は雪の降っている 場合は必ずしも警報の発令を要しない	宗 谷	【海岸部】 実効湿度 75%以下にして、最小湿度 50%以下となり、平均風速 5m/s 以上となる見 込みのとき 平均風速 8m/s 以上のとき、又は 8m/s 以上となる見込のとき 【内陸部】 実効湿度 70%以下にして、最小湿度 45%以下となり、平均風速 5m/s 以上となる見 込みのとき 平均風速 7m/s 以上のとき、又は 7m/s 以上となる見込のとき	オホーツク	実効湿度 66%以下にして、最小湿度 40%以下となり、最大風速 14m/s 以上のとき	胆 振	【4 月から 10 月まで】 実効湿度 72%以下にして、最小湿度 55%以下となり、最大風速 6.5m/s 以上のとき 【11 月から 3 月まで】 実効湿度 67%以下にして、最小湿度 49%以下となり、最大風速 7.3m/s 以上のとき	日 高	【4 月、5 月及び 9 月から 11 月まで】 実効湿度 73%以下にして、最小湿度 50%以下となり、最大風速 15m/s 以上のとき 【1 月から 3 月まで及び 12 月】 実効湿度 70%以下にして、最小湿度 45%以下となり、最大風速 15m/s 以上のとき	十 勝	実効湿度 72%以下にして、最小湿度 45%以下となり、最大風速 7m/s 以上のとき	釧 路	実効湿度 68%以下にして、最小湿度 42%以下となり、最大風速 10m/s 以上のとき	根 室	実効湿度 70%以下にして、最小湿度 50%以下となり、最大風速 8m/s 以上のとき		
	のとき																								
空 知	実効湿度 65%以下にして、最小湿度 45%以下となり、最大風速 7m/s 以上のとき 実効湿度で 60%以下のときは、風速 7m/s 以上のとき																								
上 川	実効湿度で 67%以下にして、最小湿度 35%以下となり、最大風速 8m/s 以上のとき																								
留 萌	実効湿度で 65%以下にして、最小湿度 40%以下となり、最大風速 10m/s 以上のとき 風速 15m/s 以上の風が 9 時間以上吹続く見込のとき、但し雨又は雪の降っている 場合は必ずしも警報の発令を要しない																								
宗 谷	【海岸部】 実効湿度 75%以下にして、最小湿度 50%以下となり、平均風速 5m/s 以上となる見 込みのとき 平均風速 8m/s 以上のとき、又は 8m/s 以上となる見込のとき 【内陸部】 実効湿度 70%以下にして、最小湿度 45%以下となり、平均風速 5m/s 以上となる見 込みのとき 平均風速 7m/s 以上のとき、又は 7m/s 以上となる見込のとき																								
オホーツク	実効湿度 66%以下にして、最小湿度 40%以下となり、最大風速 14m/s 以上のとき																								
胆 振	【4 月から 10 月まで】 実効湿度 72%以下にして、最小湿度 55%以下となり、最大風速 6.5m/s 以上のとき 【11 月から 3 月まで】 実効湿度 67%以下にして、最小湿度 49%以下となり、最大風速 7.3m/s 以上のとき																								
日 高	【4 月、5 月及び 9 月から 11 月まで】 実効湿度 73%以下にして、最小湿度 50%以下となり、最大風速 15m/s 以上のとき 【1 月から 3 月まで及び 12 月】 実効湿度 70%以下にして、最小湿度 45%以下となり、最大風速 15m/s 以上のとき																								
十 勝	実効湿度 72%以下にして、最小湿度 45%以下となり、最大風速 7m/s 以上のとき																								
釧 路	実効湿度 68%以下にして、最小湿度 42%以下となり、最大風速 10m/s 以上のとき																								
根 室	実効湿度 70%以下にして、最小湿度 50%以下となり、最大風速 8m/s 以上のとき																								
231	<p data-bbox="456 1366 741 1390">第 8 節 大規模停電災害対策計画</p> <p data-bbox="197 1398 371 1422">第 3 災害応急対策</p> <p data-bbox="197 1430 304 1453">6 交通対策</p> <p data-bbox="197 1461 999 1511">災害の拡大防止及び交通の確保のため、第 5 章第 13 節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。</p>	<p data-bbox="1296 1366 1581 1390">第 8 節 大規模停電災害対策計画</p> <p data-bbox="1021 1398 1196 1422">第 3 災害応急対策</p> <p data-bbox="1021 1430 1128 1453">6 交通対策</p> <p data-bbox="1021 1461 1823 1511">災害の拡大防止及び交通の確保のため、第 5 章第 13 節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。</p>	<p data-bbox="1872 1366 2166 1453">「必要に応じ」の文言が繰り返し使用されているため文書修正（北海道）</p>																						

北海道地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行	修正案（令和5年1月）	修正理由
	(1) 略 (2) 道路管理者 ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、 <b>必要に応じ必要に応じた交通規制</b> を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。	(1) 略 (2) 道路管理者 ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、 <b>必要に応じた通行規制</b> を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。	